



公益社団法人自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室

TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan

TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2020年1月28日

公益社団法人自由人権協会

代表理事 喜田村 洋 一

同 紙 谷 雅 子

同 芹 澤 齊

同 升 味 佐江子

裁判記録の保存に関する意見書

当協会は、マクリーン事件、レペタ事件、在外日本人選挙権制限違憲訴訟事件などの重要事件の訴訟記録が廃棄されていたことなどを受けて、昨年4月22日に、「歴史公文書である裁判記録の適正な保存を求める意見書」を作成し、これを最高裁判所などに提出しました。

その後、昨年11月18日、最高裁判所は、「事件記録等の廃棄留保について」を各裁判所に連絡しましたが、そこでは、事件記録の保存について「適切に判断していただく必要があります」とされ、「現在、各庁の実情の把握に努めている」とされています。

上記意見書を提出した当協会は裁判所のこのような動きを歓迎いたしますが、裁判記録の保存については、既に、「事件記録等保存規程」（1964年最高裁判所規程第8号。以下「規程」といいます。）及び「事件記録等保存規程の適用について」（1992年3月7日総三第8号高等裁判所長官、地方、家庭裁判所あて事務総長通達。以下「規程の適用」といいます。）が出されているながら、その後も、憲法上の重要な判断が示されたことが明らかな、上記在外日本人選挙権制限違憲訴訟事件（2005年9月14日最高裁大法廷判決）の事件記録が廃棄されるなど、適正な運用がなされているとは言い難い状況が続いております。

そこで、当協会は、改めて裁判記録の保存に関する意見書を提出します。

提言事項 1

最高裁判所大法廷は、法律、命令、規則又は処分の憲法適合性について初めて判断するとき、あるいは法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないと判断するときなどの事件を取り扱う（裁判所法10条）とされており、それ以外の事件でも社会に大きな影響を与える場合が多いと思料されます。

このため、最高裁判所大法廷が判断（判決だけでなく命令も含む。）した事件（但し、刑事事件を除く。なお、提言事項4参照）は、すべてその記録を保存するよう提言します。

提言事項 2

規程において、「重要な憲法判断が示された事件」については同規程9条2項に規定する「特別保存」（以下「2項特別保存」といいます。）に付するとされ、規程の適用でもこれに言及されているにもかかわらず、冒頭に掲げたような事件において記録が廃棄されたという現実があります。

したがって、裁判記録の適正な保存を確保するため、各裁判所に、複数の裁判官が関与する「裁判記録の保存に関する委員会」（仮称）を設け、裁判記録の廃棄については同委員会が決定することとするよう提言します。

提言事項 3

規程の適用の第6、2では、「弁護士会、学術研究者等から、事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望があったときは、事件簿又は裁判原本等保存簿の当該事件の『備考』の箇所にその旨を記載する。」（同（2））、「（2）の要望があったときは、特別保存に付するかどうかの判断に当たって、その要望を十分に参酌する。」（同（3））と規定されています。

しかし、この規定の存在は広く知られておらず、また、事件の概要や判決の価値をよく知る当事者（代理人を含む。）から特別保存の要望ができる旨は正面からは規定されていません。

このため、上記（2）を改正し、2項特別保存を要望できる主体を、「当事者、弁護士、弁護士会、学術研究者等から」（下線部を付加）とすること並びに改正された規定を裁判所ホームページにおいて広く公開し、裁判記録の保存の制度及びその運用を広く周知するよう提言します。

また、上記要望をした当事者等は、当該要望の結果を知ることにより、自らの保管する記録等の保管をどうすべきについて判断できることとなりますので、2項特別保存の要望があった場合には、その採否の結果を、要望したものに通知するよう提言します。

提言事項 4

刑事事件記録の保存については刑事確定訴訟記録法があり、その記録は検察官が保管するものとされていますが、刑事事件記録であっても、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」（公文書等の管理に関する法律1条）であることに変わりはありません。

このため、裁判所の観点から2項特別保存に価すると評価した刑事事件記

録については、最高裁判所から、保管を担当する検察官に、その保存を求める旨を伝達する制度を作るよう要望します。

提言事項 5

「記録の保存期間」及び「事件書類の保存期間」は規程の別表第一が定めていますが、たとえば、民事通常訴訟事件の保存期間は、判決原本が50年とされているのに対し記録は5年とされ、保存期間が異なっています。しかし、当事者の主張や証拠と照らしあわせることによって、はじめて判決原本を複眼的視点から検討することが可能になり、資料としての価値が高まると考えられます。

現行の規程上、記録の保存期間を判決原本の保存期間より短くしている大きな理由は、保管場所の確保が困難な点にあると考えられます。しかし、昨年12月に公表された「民事裁判手続等IT化研究会報告書—民事裁判手続のIT化の実現に向けて—」でも意見として紹介されているように、「訴訟記録の電子化が進みその保管方法にも大きな変化が生まれ、保管コストの低廉化も予測されることなどを考えると、現行の訴訟記録の保管期間を見直すべき」と考えます。過去の訴訟資料の閲覧制度をどのように構築するかは今後の課題ですが、その前提として、少なくとも訴訟資料をなるべく長期に保存しておくことが不可欠です。

したがって、判決原本と記録の保存期間を揃えたうえで、その保存期間を延長するよう提言します。

以 上